

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月16日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

長崎医療センター院長

江崎 宏典

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

下水道料金削減事業業務委託 1式

【事業内容】

下水道料金の削減を行うため、国立病院機構長崎医療センター（以下、「病院」という。）の下水道設備に排水流量計を設置し、大村市上下水道事業管理者及び病院と協議の上、本事業に必要な手順等を定め、下水道料金削減事業に係る全てのサービスの提供、運営全般を実施するものとする。

(2) 履行期間

自 平成29年10月 1日

至 平成37年 9月30日

なお、平成29年9月検針分までには検証を開始すること。

(3) 履行場所

独立行政法人国立病院機構長崎医療センター

(4) 入札方法

一般競争入札とし、入札金額については、調達案件のほか、履行に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、契約交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約交渉権者決定とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- 1 契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 4 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条に規定される次の事項に該当しない者であること。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- 2 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 3 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 7 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 8 前各号に類する行為を行った者

- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、開札時までに「役務の提供」のA、B又はCの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001-1
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
契約係長 鳥越 隆徳 電話0957-52-3121 内線8015
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付日時及び場所
日時：平成29年8月16日から平成29年8月30日
平日の8時30分～17時00分
場所：(1)の場所で交付する。
- (3) 入札書、仕様対応証明書等提出書類の受領期限
平成29年8月31日(金) 10時00分
- (4) 入札書の開札の日時及び場所
平成29年8月31日(木) 15時00分～ 菖蒲ホール

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の開札の前日までに提出しなければならない。入札者は、開札日までの間において、経理責任者から調達内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約の相手方の決定方法
本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものし、最低価格で入札した者

を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後、直ちに交渉日時を通知、交渉し契約価格を決定する。ただし、交渉が不調又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。